

浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜田港国際定期コンテナ航路（以下「定期航路」という。）を利用して輸出入を行う者に対して補助金を交付することにより、定期航路の安定的な運営と利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) F C L コンテナを1個単位で占有する貨物をいう。
- (2) T E U コンテナの個数を20フィート・コンテナに換算した個数をいう。
- (3) リーフアーコンテナ 断熱材を使ったコンテナの端壁部分に冷凍・冷蔵機を内蔵し、貨物の温度を一定に保つことができる貨物用コンテナ、または、断熱材を使った冷凍コンテナをいう。
- (4) 年 度 事業年度である4月1日から翌年3月31日までを指す。

(補助金額等)

第3条 補助対象者は、別表第1欄及び次の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、継続的に事業活動を行う者。
 - (2) 船社が発行する船荷証券において、輸出の場合は荷送人として、輸入の場合は荷受人として記載されている者。ただし、商社等との契約により荷送人や荷受人として記載されていない場合は、実質上の荷主であることが確認できる者とする。
- 2 補助金額は、別表第2欄に掲げる額とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別表第4欄に掲げる日までに浜田港振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 別表第5欄に掲げる書類
- (2) 船荷証券（写し）
- (3) 輸出入当事者と申請者が異なる場合にあつては、輸出入当事者と申請者との取引関係を明らかにする書類（注文書、配送指示書等）
- (4) その他、会長が必要とする書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第6条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 8 月 20 日から施行し、単年度の輸出コンテナ本数合計が 50 T E U 以上あつた者に係る補助規定は、平成 16 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 24 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 4 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この施行による改正後の規定は、この施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の航路新規利用支援申請に係る補助金で初回利用日より 1 年間を経過していない者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 8 月 5 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

第1 補助対象者	第2 補助金額	第3 限度額	第4 提出期限	第5 添付書類										
(1) 航路新規利用支援 浜田港の国際コンテナ航路を初めて利用し輸出入を行った者又は、浜田港トライアル輸出入支援事業補助金を利用した者（ただし、初めて利用した者にあつては初回利用日、浜田港トライアル輸出入支援事業補助金を利用した者にあつては、その対象となった貨物以降の最初の利用日から1年間（年度をまたぐ場合を含む。））	<table border="1"> <thead> <tr> <th>輸出入国</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>10,000 円/TEU</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>20,000 円/TEU</td> </tr> <tr> <td>東南アジア等（中距離）</td> <td>30,000 円/TEU</td> </tr> <tr> <td>欧米・豪州等（長距離）</td> <td>50,000 円/TEU</td> </tr> </tbody> </table>	輸出入国	補助金額	韓国	10,000 円/TEU	中国	20,000 円/TEU	東南アジア等（中距離）	30,000 円/TEU	欧米・豪州等（長距離）	50,000 円/TEU	100 万円	【上期（4月から9月利用）】 10月10日まで 【下期（10月から3月利用）】 翌年度の4月10日まで	様式第3号
	輸出入国	補助金額												
韓国	10,000 円/TEU													
中国	20,000 円/TEU													
東南アジア等（中距離）	30,000 円/TEU													
欧米・豪州等（長距離）	50,000 円/TEU													
石見地域外の者は、上記に加え、1TEUにつき1万円	50 万円													
(2) 輸出入促進支援 浜田港の国際コンテナ航路を利用し輸出入を行った者	50TEU 以上100TEU 未満 定額50 万円	50 万円	翌年度の4月10日まで	様式第4号										
	100TEU 以上 ア 100TEU 到達 100 万円 イ 100TEU 超 1TEU につき1 万円	200 万円												
	1 年度中に 300TEU 以上の輸出入を行う計画があり、事前協議が整った者 300TEU 以上 ア 300TEU 到達 300 万円 イ 300TEU 超 1TEU につき2,500 円	475 万円												
	1 年度中に 1,000TEU 以上の輸出入を行う計画があり、事前協議が整った者 400TEU 以上 ア 400TEU 到達 400 万円 イ 400TEU 超 1TEU につき2,500 円	800 万円												
(3) リーファコンテナ貨物奨励 浜田港の国際コンテナ航路を利用し、リーファコンテナ貨物の積み降ろしを行った者。	1 TEU につき2 万円	200 万円	【上期（4月から9月利用）】 10月10日まで 【下期（10月から3月利用）】 翌年度の4月10日まで	様式第4号										
(4) 畜産業輸入貨物支援 浜田港の国際コンテナ航路を利用し、畜産事業者への飼料貨物の輸入を行った者	輸入国先：アメリカ、カナダ、オーストラリア 28,000 円/TEU	300 万円	翌年度の4月10日まで	様式第4号										
	輸入国先：中国 8,000 円/TEU	200 万円												
(5) 特認事業 浜田港のコンテナ航路のベースカーゴとなる貨物を開発・検証するため、その他会長が特に必要と認める者	予算の範囲内で、別に定める。		別に定める	様式第4号										

- 1 FCL貨物を補助対象とする。
- 2 この表において、(4)及び(5)は、当会が支給する他の補助金及び他の団体が支給する補助金との併給可。
- 3 この表において、(1)と(3)の併給可。
- 4 前各項に定めるものを除き、当会が支給する他の補助金及び他の団体が支給する補助金との併給は不可。
- 5 この表において、(1)における補助金額に記載する輸出入国先について、東京から概ね5,000kmの距離内を「東南アジア等」と表記し、それを超える距離を「欧米・豪州等」と表記。